

秋田県告示第204号

秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）を次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項において準用する同法第4条第5項の規定に基づき、公表する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

（「次のとおり」は、省略し、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）